

富士市シティプロモーション大使「さもにゃん」のデザイン使用に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、富士市シティプロモーション大使「さもにゃん」（以下、「さもにゃん」という。）のデザインを使用する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(使用者)

第2条 「さもにゃん」のデザインを使用することができる者は、富士市のシティプロモーション事業の趣旨に賛同する者（法人及び団体等を含む）とする（以下「使用者」という。）。

(使用の申請及び承認)

第3条 使用者は、原則として、富士市ウェブサイト（ふじデータライブラリ）等を通じて市長に申請を行い、その承認を受けなければならない。

2 市長は前項の申請を受理したときは、その適否を審査し、申請者に使用可否を通知する。

(使用の条件)

第4条 市長は、前条の申請を受理したときは、次項の基準に従いその内容を審査する。

2 デザインの使用が次のいずれかに該当する場合は、市長はこれを許可しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められるとき。
- (2) 富士市及びキャラクターのイメージを傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- (4) 第三者の利益を害すると認められるとき。
- (5) 「さもにゃん」の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める風俗営業を行う者が使用しようとするとき。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員が使用しようとするとき。
- (8) 「さもにゃん」を著しく変形させて使用しようとするとき、又は立体物でその表現が「さもにゃん」の立体物と認められないとき。
- (9) その他市長が不適当と認めるとき。

3 市長は、必要があると認めるときは、デザインの使用について、条件を付することができる。

(使用料について)

第5条 ふじデータライブラリ及び富士市の指定する「さもにゃん」のデザインに係る使用料は原則無料とする。

(営利目的で使用する場合の申請及び承認)

第6条 「さもにゃん」のデザインを営利目的で使用する者は、ふじデータライブラリを通じて申請するとともに、富士市シティプロモーション大使「さもにゃん」デザイン営利目的使用申請書（様式第1号）を富士市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

2 営利目的の使用を許可することを決定したときは、富士市シティプロモーション大使「さもにゃん」デザイン営利目的使用決定通知兼許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(営利目的で使用する場合の使用状況の報告について)

第7条 富士市シティプロモーション大使「さもにゃん」デザイン営利目的使用決定通知兼許可書(様式第2号)の交付を受けた者は、富士市シティプロモーション大使「さもにゃん」使用状況報告書(様式第3号)により使用状況を報告するものとする。

(使用許可の取消)

第8条 市長は、「さもにゃん」の使用が次の事項に反していると判断する場合は使用許可を取り消すことができる。また、使用者は、「さもにゃん」の使用取消等について異議申し立てを行うことができないものとする。

- (1) 第4条第2項に該当していると認めるとき。
- (2) 「さもにゃん」のデータを活用して作成した製作物を商標登録したとき。
- (3) 「さもにゃん」のデータ等を第三者への譲渡または再配布したとき。
- (4) 「さもにゃん」のデータを二次加工したとき。
- (5) 「さもにゃん」のデータを富士市以外から入手したとき。
- (6) 「さもにゃん」のデータを営利目的で使用する場合において、富士市シティプロモーション大使「さもにゃん」使用状況報告書(様式第3号)による報告を怠ったとき。
- (7) 市長が不適当と認めたとき。

(事故、苦情等の処理)

第9条 「さもにゃん」を使用して作成した製作物の利用に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

(補則)

第10条 この基準に定めるもののほか、「さもにゃん」の使用に関し必要な事項は、必要な事項については、富士市と協議の上、決定する。

附則 この基準は令和7年4月1日から施行する。